

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成26年12月15日 午前10時1分～午前11時33分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（12人）

委員長	森永靖子	委員	佃昌樹
副委員長	森満晃	委員	今塩屋裕一
委員	川畑善照	委員	川添公貴
委員	杉薗道朗	委員	福元光一
委員	井上勝博	委員	小田原勇次郎

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野一誠

○その他の議員

議員	新原春二	議員	成川幸太郎
議員	持原秀行		

○説明のための出席者

危機管理監	新屋義文	企画政策部長	永田一廣
防災安全課長	角島栄	企画政策課長	上大迫修
課長代理	寺田和一		
原子力安全対策室長	遠矢一星	市民健康課長	宍野克己

○事務局職員

事務局長	田上正洋	主幹兼議事グループ長	瀬戸口健一
議事調査課長	道場益男	主幹	久米道秋
課長代理	南輝雄		

○審査事件

(平成 25 年受理分)

(1) 陳情第 8 号 川内原発 3 号機増設計画の白紙撤回を求める陳情

(2) 陳情第 10 号 川内原発 3 号機増設白紙撤回を求める陳情書

・ 陳情第 8 号及び陳情第 10 号の審査の取扱いについて

(平成 26 年受理分)

(3) 陳情第 11 号 川内原発再稼働の前に要援護者の避難計画を万全なものにすることについての陳情

・ 陳情第 11 号の審査の取扱いについて

△開　会

○委員長（森永靖子） それでは、ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） 御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在、4名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において隨時許可します。

△平成25年陳情第8号及び陳情第10号の審査の取扱い

○委員長（森永靖子） それでは、平成25年受理分の陳情第8号及び陳情第10号の陳情2件を一括議題といたします。

まず、これらの陳情2件の審査の取り扱いについてに入ります。

これらの陳情2件は、3号機増設に関する陳情であり、継続審査となつておりますが、陳情者の参考人招致は既に行われております。

については、今後の審査をどのように進めていくか協議していただきたいと思います。

それでは、協議に入ります。御意見ありませんか。

○委員（杉薦道朗） 新しいメンバーも、ふえてつていいましようか、見えておりまして。参考人招致等も、もう既に済んでるという状況下でありますけれども。現状においては、新しくまた委員会メンバーになられた方もいらっしゃいますので、今回のこの取り扱いについては、少し勉強といいましょうか、もうちょっと中身を深く知り得たいということもありまして、きょうの時点においては、扱い的には継続の意向でお願いしたいなというふうに思うところであります。

○委員長（森永靖子） ほかの委員の方、ありませんか。

○委員（佃 昌樹） 今、杉薦委員からあつたように、結果的には継続になると思うんですが。再

稼働の容認をまず全国のトップを切って、この薩摩川内市の原子力発電所対策調査委員会が容認の決定をしたわけです。その検証もないままに次がスタートするっていうことは、これは余りにも無謀過ぎる。

だから、この委員会として、やっぱり責任を持って1、2号機の前提である安全性のきちっとした担保を確認ができるいかない以上、議論すべきじゃないと思うんです。これは賛成した人は特にそれは重要だと。市民への担保をいかにきちっとやっていくか。これが前提、大前提だったはずですから、それをないがしろにしたままで3号機の問題をまた議論するちゅうのは余りにも時期尚早と思います。したがって、継続にしかならんのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかの委員はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） ただいま本陳情の取り扱いにつきましては、継続審査の声がありました。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） 御異議ありませんので、継続審査とすることに決定いたします。

次に、これらの陳情は、継続審査の取り扱いとなりましたが、現在、3号機増設に係る国の審査の動向は不透明であることから、これらの陳情審査も長期化することが想定されます。

については、これらの陳情に審査終了までの審査期限を付することも可能ですが、これについて御意見ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） それでは、これらの陳情については、審査終了までの審査期限を付すということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） 御異議ありませんので、そのように取り扱うことに決定いたしました。

以上で、陳情第8号及び陳情第10号の審査の取扱いについてを終了いたします。

△平成26年陳情第11号の審査の取扱い

○委員長（森永靖子） 次に、平成26年受理分、陳情第11号川内原発再稼働の前に要援護者の避

難計画を万全なものとすることについての陳情を議題といたします。

まず、陳情の内容を確認するため、陳情文書表を書記に朗読させます。お願いします。（朗読内容は省略、巻末に陳情文書表を添付）

○委員長（森永靖子） 次に、本陳情に関し、お手元に資料を配付しておりますので、当局に説明を求めます。

○防災安全課長（角島 栄） 防災安全課の角島でございます。

それでは、原子力防災計画・避難計画等の本市の取り組み状況について、資料に沿って説明させていただきます。原子力発電所対策調査特別委員会資料の1ページをごらんください。

まず初めに、医療機関、社会福祉施設の避難計画作成状況でございますが、P A Z 圏内の1医療機関、6社会福祉施設につきましては、平成25年度に作成が完了し、避難先との協定もおおむね締結されているところでございます。

また、U P Z 圏内の10キロまでの1医療機関、8社会福祉施設が作成済みであり、現在、協定締結を進めているところでございます。

また、10キロ以遠の医療機関、社会福祉施設の避難計画につきましては、県は原子力防災避難施設等調整システムを整備して避難先を調整していくこととしております。あらかじめ避難先を決めておくのではなく、入所者数に応じた施設、風向き等を考慮した施設等をリストアップしながら避難をしていただこうとするものと聞いております。

避難計画につきましては、基本的には施設管理者が作成するものとなっておりますが、市としましては、最終的な避難先の調整はシステムを活用することとしております。災害が発生し、避難するまでに施設としてやらなければならない対策につきまして、各施設にお示しする必要があると考えているところであり、行動マニュアル的なものを準備して、10キロ以遠の施設にはお配りしたいと考えております。

次に、学校等における原子力防災マニュアルの作成状況についてでございますが、公立の全幼稚園、小学校、中学校、私立の幼稚園、保育所、認可外保育所、へき地保育所。あけていただきまして、県立の高等学校、私立の中学校、高等学校。

鹿児島純心女子大学、川内職業能力開発校など、

学校等については作成済みでございます。

なお、公立の幼稚園、小学校、中学校による原子力防災訓練の実施状況につきましては、全ての学校で2月までには実施するとなっております。中でも引き渡し訓練を実施した学校につきましては、20校になっているところでございます。

次に、3、要援護者等屋内退避施設確保事業についてでございます。

この事業は、原子力緊急事態において、即時避難等が困難で、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される災害時要援護者等が避難する施設に放射線防護機能を付加し、一時的な屋内退避施設の確保を図るものでございます。

本年6月に、旧滄浪小学校体育館、旧寄田小学校体育館に整備し、現在、星原集会所と峰山地区コミュニティセンターを本年度事業として整備中でございます。

なお、民間では、ファミリーhosptital薩摩にも整備し、市民も活用できることとなっております。

次に、4、原子力防災計画・避難計画に関する企業説明会についてでございますが、P A Z 圏内に所在する事業所を対象に、事業所等における避難行動計画作成等に関する説明会を10月27日、旧滄浪小学校体育館において、52事業所の参加があり、実施したところでございます。

内容としましては、事業所で避難行動計画を作成していただくための前提となる原子力防災計画と広域避難計画の概要を説明し、その後、万が一の原子力災害発生時における事業所の対応や従業員等の避難誘導に係る対応について説明をし、原子力防災マニュアルの説明、また、従業員等の災害発生時の帰宅手段実態調査アンケートの協力をいただいたところでございます。

次に、広域避難計画による避難先、避難経路等確認作業についてでございます。

万が一の原子力災害において避難先、避難経路等について職員の認識を深めるため、災害対策詰所要員による確認作業を実施するものでございます。これは、避難施設の状況、避難経路が使えるかの再確認をし、状況によっては避難経路や施設の変更を行い、現在作成中の避難経路等の地図に反映して市民の皆様に配布していきたいと考えております。

3ページをごらんください。次に、6、避難計

画の充実・強化支援に係る国派遣職員についてでございます。

鹿児島県及び30キロ圏内9市町の避難計画等の充実・強化、支援等を行うため、5名の職員が現在、派遣されております。業務内容としましては、地域防災計画・避難計画に係る立地自治体等の要望等の把握、課題等への支援、また、関係省庁、県、立地自治体等との調整となっております。現在の協議、支援状況につきましては、防災対策の状況確認、避難道路、災害時孤立可能性のある集落の状況把握、避難支援対策の協議、事業所等避難行動マニュアル支援等でございます。

次に、7、在宅要配慮者・避難行動要支援者対策についてでございます。

平成25年度は、嘱託員4名を雇用し、PAZ圏内の戸別訪問を実施しました。地域の状況を把握したところでございます。平成26年度につきましては、ケアマネジャーの協力により要配慮者の名簿整理を行い、嘱託員による訪問活動を実施しております。また、今後は消防団員による戸別訪問活動も計画しているところでございます。

次に、4ページをお開きください。8、安定ヨウ素剤の配布に関する説明会の実績でございます。

説明会及び配布会につきましては、7月と9月にPAZ圏内の各地区で開催しました。その後、PAZ圏全体の説明会及び配布会を11月9日と昨日、12月14日に実施したところでございます。

資料につきましては、11月9日までの状況でございますが、昨日の分を含めた実績について、申しわけございませんが、口頭による説明をさせていただきたいと思います。

まず、(2)のPAZ圏内全体の表でございますが、11月の下に行を行を追加していただきまして。川内文化ホールで開催されました――12月14日になります――説明会参加者数が19、問診票受付者数が32、配布者数が32、配布会の配布者数が13となっております。

次に、(3)のこれまでの実績表になりますが、左から問診票確認数3,491人、次の配布対象者数3,306人、次の受診勧奨者数53人、次の不配布者数11人、次の受取辞退者数が121人、配布者合計が3,254人となっております。

なお、通知者数に対する問診票の提出率につきましては、74%でございます。下の欄外のアに

なります提出率です。通知者数に対する安定ヨウ素剤の配布率につきましては、69%となっているところでございます。口頭で申しわけございませんでした。

次に、5ページをごらんください。9、説明会、研修会等実施状況についてでございます。

(1) 説明会につきましては、県との共催で5会場で開催し、317人の参加がございました。

次に、(2)毎月26日に開催しております研修会につきましては、9回開催し、122人の参加がございました。来年も引き続き開催していくこととしております。

次に、原子力防災についての出前講座でございますが、4月から25回開催し、789人の参加となっております。

以上で、防災安全課からの原子力防災計画・避難計画等についての説明を終わります。

○委員長（森永靖子）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

○委員（井上勝博）まず、10キロ以遠については調整システムをつくり、風向きなどによって避難先を決めるということについて。これは具体的にいつできるのかということなんですか。何かうまくいくのかいかないのか、よくわからなってはっていうふうに言ってますけれども、そういう風向きによって本当に避難できる施設がちゃんと確保できるのかどうか。その際の交通の経路とか、そういうようなのは、やっぱ訓練しなければ、いざというときには役に立たなかったりするんではないかという心配などがあるわけですけれども。このシステムについて、いつできましたと、そして、私たちにそのことを説明していただくということになるのか。まず、それを一つお尋ねしたいのと。

それから、学校については、防災マニュアルは作成完了というふうに言ってますが。避難計画の説明会のときに学校の先生から、それはできていませんよという反論があったと思うんです。それで、一体どういう計画なのか、非常に簡単なもので実際には本当にうまくいくんだろうかっていうものだっていうことを聞いてるもんですから。そこはやっぱり資料提出を求めたいと思うんですが、どのような計画になってるのか、資料を提供できるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから三つ目に、2ページのところに原子力防災計画の避難計画に関する企業説明会について、参加が51事業所と書いてあるんですが。この中にある事業所っていうのは51ぐらいしかないのか、対象事業所っていうのはどのぐらいあるのかということ。

それから四つ目に、4ページ目の安定ヨウ素剤の不配布者っていうのがあるんです。11人いらっしゃるわけですけれども、ある方から「じゃ、どうすりやいいんですか」って言われたら、「どうすることもできません」という、そういう回答であったということで。どうするんだろうなという疑問があるわけです。だから、こういう人たちについては、対策としてはどうするのか。「あなたは、無理だからダメですよ」ということになるのか。

不配布者数の中に子どもさんが入っていたりすれば、子どもさんの場合はやはり影響を受けやすいと言われてるわけですね。甲状腺にためて、そしてそれがホルモンの関係ですから、非常に新陳代謝が活発な子どもさんにしてみれば、細胞分裂が活発な子どもさんについて言えば、影響が大きいと言われているわけですけども。そういう人たちが不配布者数の中に入ってるかどうかは確認なんですが。入ってたとしますよ、今後も入るかもしれないわけですからね。そういう人があらわれるかもしれないわけですけども。そういう方々のための対策はどうするのかということです。

それから五つ目に、5ページ目に説明会、研修会の実施一覧があるわけですが。ここでいろんな疑問が出されたと思うんですけども。アンケートなどをとっているからなのか。また、そこで出されている疑問などは集約され、そして資料として提供できるもんなのかということについて、ちょっとたくさんですけれども教えていただきたいと思います。

○防災安全課長（角島 栄）第1点目、避難のシステム等についてでございますが。システムにつきましては10月末で完成したと聞いておりますが、詳しい説明等につきましては、現在まだ確認していないところでございます。県のほうからは、後日、説明をするということで聞いているところでございます。

また、役に立つ、役に立たないかとか、そういう点につきましては、県としましては、圏内の医

療機関、福祉施設を全てデータの中に含めまして、事故発生の場合は風向等を考慮しながら施設を把握し、その施設につきましては、直接県の職員のほうから電話をして連絡して避難をしていただく体制をとっているというところは確認しているところでございます。

次に、学校で避難計画ができていないということを言われてるということでございますが。学校における避難計画については、大まかな、大まかといえばですけど、避難計画はできております。その詳細について、学校で子どもたちの連絡体制とか、そういうのにつきましては、学校等のほうにお願いして、要するに対応ができるような対応をとっていただくということとなっております。

また、学校の資料の提出ということですが、この資料につきましては、学校のマニュアルか何かの提出になっているんでしょうか。学校のマニュアルにつきましては、私どもは学校等からマニュアルは1部ずつはいただいているところでございますが、学校に提出していいか、いけないかの確認を、まだ、ちょっと私どもとっていないところでございますので。それについてはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

また、企業の説明会についてでございますが、企業の説明会については、対象事業者等については254、うち医療機関のほうが、医療福祉施設が10施設ありましたので、243施設のうちの52事業所が参加されたということでございます。そのうち個人の事業所、個人でやっている、家族でやっている事業所もあることでございますので、現在52事業所ということになっているところでございます。申しわけございません。253のうちの対象になるのは253。それで、病院、福祉施設でも出していただいたところを省いて243、うち51事業所が参加というところでございます。

次に、4番目の御質問で、不配布者にどうするかということで、これにつきましては、本日、市民健康課のほうが出席されておりますので、そちらのほうからの説明でよろしいでしょうか。

それで、5番目の住民説明会、出前講座等、研修会等で出たものについてのアンケートをとっているかということで、アンケート等はとっていない状況でございます。また、出た質問等につきましては、県並びに関係機関等に問い合わせをしながら回答等もしているところでございます。

また、次の説明会では、そういうことも事前に最初で説明をさせていただきながら、住民には避難計画について理解していただくということをしているところでございますので、資料等のとりまとめというのは、現在のところはやっておりません。

以上です。

○市民健康課長（宍野克己） 市民健康課の宍野でございます。よろしくお願ひいたします。

今、不配布者の11名につきましての御質問でした。11名の中身でございます。甲状腺の全摘出をされた方が3名、それから安定ヨウ素剤過敏症の方が8名ということで11名になっております。いずれにしても過敏症の方につきましては、もう飲むことができないということでございます。全摘の方につきましては、もう飲んでもちょっと効果がないというようなことだと思います。

この方々の対応をどうするかという話でございます。当然飲めない方につきましては、ヨウ素剤そのものの対応はできないわけで、要援護者の登録ということになりまして事前の早目の避難という対象になっていくかと思います。

それから、子どもがいた場合はどうするかという話でございました。幸いにして、この11名の中には子どもさんはいらっしゃらなかったということでございます。今後、不配布者の中に子どもさんが出てくる可能性もあるわけでございますが、そうした場合につきましても、先ほどの要援護者対応と、子どもさんに、それから妊婦さん、そういった方々につきましては、一般の方々の以前に早目の避難という対応になるということでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 1番目の質問の中の10キロ以遠の調整システムについては、10月末で完成してるということで、これが説明がないということについて、なぜなのかなということなんです。その辺については、おくれている理由っていうのは聞いていらっしゃるのかどうかなんですが、完成してるんであれば、もう直ちに私たちにも説明してほしいし、住民の人たちもどんなものなのかということは知りたいと思うので、それはもう早くすべきじゃないかと。なぜおくれるんだろうかということなんですが、1点目はどうなんですか。

○防災安全課長（角島 栄） このシステムにつきましては、10月末で完成したということで県

のほうにも再度確認していきたいと思います。数回、確認したんですが、現在まだはっきりしたということが言えないということで聞いておりますので、再度確認していきたいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博） 報道でも完成したというふうにされてるんですか。マスコミ発表してるんでしたっけ、完成したということで。

○防災安全課長（角島 栄） まだ、報道等では完成したと発表されておりません。私どもの入った情報では、10月末までには構築済みということでの連絡でございますので、マスコミ等には発表してないと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） これはもう直ちに、完成しているんだが、まだ調整ができないとか、そういうようなお話をいう、何が問題なのか、公開できないのか、ちゃんと調べて報告いただきたいと思います。

それから、学校へのマニュアルについては、もう学校のほうに問い合わせていただいて、できれば学校の全校の分っていうのは大変なことになりますから、どこか一つだけこういうふうにしますという例を示していただいて、そして閲覧できるようにすべきだと思うんです。誰でも見れるように。でないと、これを、例えばこのマニュアルはありますと、このマニュアルは子どもたちの保護者がちゃんと確認できるようになってるのかどうかということも、ちょっと心配なんですが、その辺はどうなんですか。

○防災安全課長（角島 栄） 保護者につきましては、学校等によって説明会等も実施しているところでございます。閲覧等につきましても、保護者につきましては、学校の説明がありますし、学校等のほうからの資料でも確認いただけると考えてるところでございます。

以上です。

○委員長（森永靖子） 井上委員、最後にしてください。

○委員（井上勝博） ああ、そうですか。まだ、聞きたいがありましたけれども、ちょっと最後に、ちょっとお聞きしたいのは、避難計画の充実、強化支援に係る国派遣職員について、5人来られて、県に3人でした。そして、薩摩川内市に二人の職員派遣というふうに説明を聞いてるわけ

ですけれども。この職員の人たちが三つの業務をされているということなんですが、三つの業務について一体どのぐらいの打ち合わせなどをされてるのか。今まで何回打ち合わせされてるのか。時間的にはどのぐらいの打ち合わせされているのか。具体的にどの程度まで話し合いが進んでいるのかなどをちょっとお尋ねしたいんですけど、どうでしょう。

○防災安全課長（角島 栄）回数につきましては、代理のほうから説明をさせていただきます。

○防災安全課課長代理（寺田和一）9月の派遣から11月末まで少なくとも12回は協議をさせていただいております。その中で、お時間とかでございますけれども、これにつきましては、長時間にわたる場合は2時間、3時間、短くても30分から1時間ということでございます。その後、協議の内容はどうかということでございますが、これにつきましては、引き続き調査が必要だったり、また、この資料のところにも書いてありますとおり、事業所の避難行動マニュアル支援をいただきながら、実際、事業所向けの説明会が完了した案件もございます。これは終わった件、また、終わってない件、今後また、いろいろ状況が出てまいりますので、それについては継続して調査、また協議、御依頼をしているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）ア、イ、ウの中で、アについては、この業務内容については、協議された議事録とか、そういうものが保管されているのかどうか。そういうものについては、閲覧できるのかどうか。そして、もしそれができないとしても、中間的な報告というか、そういうものあるのかどうかっていうことですが、どうなんでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄）議事録については報告書とか、その協議内容についてメモ紙とか、協議内容等についてはあるんですが。その報告については、こういう委員会で中間報告等やってはいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（森永靖子）ほかの委員の方。

○委員（杉薦道朗）今の質問にちょっと関連もするんですけども、国からの派遣、職員の方々、冒頭紹介が以前あったときには期限を定めてということじゃなくして、一定の目標を達成するまで

という期間なのかなというふうに理解はするんですが。例えば、業務内容のイに関しましても、地域防災計画・避難計画がある自治体の課題への支援については予防等の把握と。今ほど言われたように、12回ほど協議をされて、それぞれの課題が浮き彫りにされてきたのかなっていうふうに思うんですけども。これらの課題の成果として見える時期っていうのは一体いつごろになってくるのか。さまざまな課題等と、先ほど言われた議事録等も見てないので、どういう協議があったかはわかりませんが。

抱える課題に対する成果が実際見えてくるのはいつごろになってくるのかなと思ったりするんですが、そこあたりどうですかね。どのように、よろしく。

○危機管理監（新屋義文）課題の成果の発言でございますが。継続的に国として、例えば防災関係機関の国の機関への働きかけとか、継続的な形でずっと対応をしていただくことが今後も予想されるということで。「いつ」って言うことではちょっと言えないのかなというふうに、今の時点では思っています。

ただし、内閣府からの派遣でございます。内閣府は今、体制を50人体制とかやっておりますので。まずは、現地でどういう状態があるかという部分を、5名来ていただいた中の把握、そして、本省との協議とか、そういう窓口的な部分もありますので。

今後もその課題をずっと把握しながら対応していただくということでは考えておりますので、いつまでにっていうことはありませんけれども。例えば急がなければならぬ、例えば自衛隊との協議とか、その辺も窓口として精力的に動いていただけておりますので、その辺のところで期待をしているところでございます。

以上です。

○委員（杉薦道朗）確かに、目に見えて、いつまでにこれがやり遂げられるという、それがなかなか見えない部分っていう、理解もできるんですけども。何せ陳情の趣旨にもあるように、万全なっていうふうにもなってますし、果たして万全が100%できるかちゅうのはなかなか難しいかなというふうにも思うんですけども。極力早い結論を得て、国の支援なりを受けて、せっかくおいでいただいておりますので、繰り返しになります。

すが、目に見える形で進んでいくことを望みたいというふうに、今は意見として申し上げておきます。

以上です。

○委員長（森永靖子）意見であります。

ほかの委員、ありませんか。

○委員（井上勝博）この議事録については、メモ書きとか、そういうものになってるということなんですが。しかし、公文書であるわけでしょう。公文書として保管されているわけですよね。だから、例えば我々議員が閲覧するという点ではできるようになってるんですか。公文書については情報公開で見ることができるわけですが、我々議員には、そういうのは閲覧できるんですか。

○防災安全課長（角島 栄）閲覧のほうは、協議した内容については閲覧等によって……。

[「閲覧ではなく、情報公開」と発言する者あり]

○防災安全課長（角島 栄）市の情報公開条例に基づいて公開いたします。

○委員（井上勝博）情報公開条例でそれを公開できるものであるならば、これは議員については閲覧ができるんだということで、防災安全課ではなくて、そういうふうにしてるんだというふうに聞いていたもんですから。わざわざ手続をして1週間、2週間待たなきやいけないとか、そういうことじやないんだと思うんですが、そこはどうなんですか。

○防災安全課長（角島 栄）その点については、再度確認して報告いたします。

以上です。

○委員長（森永靖子）ほかの委員、ありませんか。

○委員（佃 昌樹）この前も、いつやったかな、おとといか、土曜日だったと思いますが。避難先、避難をしている福島県の現実を聞きました。やっぱり狭い避難所に押し込められて、もちろん老若男女います。例えば腹が減ったとか、緊急に移動したわけですから着のみ着のまま、食料もないといったような状況の中で避難をして、赤ちゃんは腹が減って泣く、どうしようもない状態になる。そうすると、「その赤子の口をふさがんか」と。「やかましかが」と。まるで戦前だったと。こんな報告もありました。現実はそうなんですね。だから、トイレの問題もあるし、いろんな具体的なものを言えばもう切りがないぐらい出てくるわ

けなんです。

だから、地域防災計画の中でも原子力防災の問題については、局地的な問題じゃなくて、全体的な問題ですから。やっぱりそここのところは、この計画自体をつくるのは、もう自治体の責任っていうことになっています。ただ、自治体の責任を果たすとなれば、これのすごく広範囲にやらにやいかんわけ。

私が聞きたいことは、いろんなことがあるんです。例えば受け入れ先の問題で、原子力市民委員会ちゅうところが調査をして、受け入れ先の問題としてどの程度整備をされているのかっていうことだったら、もうほとんどしてないと、なってないと。これ10月時点の調査ですけどね。そういうことで避難元が幾ら計画をつくろうが、その避難先の受け入れ状態がどうしようもない、場所は決まってるかもしれないけれども、それに対して受け入れ先として対応が全くできていないというのが現実なんですよね。そういう調査結果が出てきました。

例えば救護所の設置をどこにするとか。それから除染の実施はどうするかとか。または資機材の整備はどうなるのとか。複数の避難施設の決定はどのようにしていかなければならないのか。もう決まったのかどうか。場所の確保はできているのか。調査中とは言うけれども余りにも、ちんたらちんたらじやないのか。それから、避難支援機関、例えば自衛隊とか警察とか、そういうところの問題はどうなっていくのか。いっぱいあるんです。

だから、私が聞きたいのは、こういういっぱいある中で、今の計画はどこまで進捗しているかちゅうこと。何%の進捗と考えてるかちゅうこと。

だから、前にも言った。工程表をちゃんとつくり提示をしなさいよと。この問題についてはいつまでにやります、この問題についてはいつごろまでやりますとか。それから関係機関もいっぱいあります。それぞれの、防災安全課だけじゃなくて市民健康課が作らんならん工程表もあります。いっぱいあるはずです。総力を挙げてこれをやらないと、再稼働はできたが避難計画は「全く、やっぱりだめですよ」と言ったんじゃ、これどうしようもない。そこで、危機管理監に聞くけれども、一体今、総合的に見たときに何%ぐらいができるんですか。

○危機管理監（新屋義文）総合的なパーセン

テージということでございますけれども、まず、原子力防災計画・避難計画の大枠はできているという部分で、現在その中身を、実効性を上げるための取り組みを今現在やってるということでございます。

例えば避難先につきましても、先ほど職員による避難先の状況、施設の確認の状況、避難経路の確認の状況、それぞれの避難に当たっての、また、とりあえずの避難先での生活状況等の確認等をまずは高めていくということ。

それと、薩摩川内市でできます——例えば在宅の避難計画につきましても、隨時嘱託員が回りながら、また今後、消防団員にお願いをしながら、訪問し、手を挙げて避難を必要とするということで、まずは手を挙げていただくという作業を今後、充実していくということで取り組んでおります。

何%できるかということでございますが、そこまでは今のところ私のところではできませんが、例えば工程表をつくって対処すべきだという部分もございますが、目標を持ってやれるところはやるという部分で今、進めてはおりますが。国、県、協力してやはりやっていかないって部分もありますし、できない部分、していただく部分、そういうものも、また課題を再度上げながら、今後早急に取り組んでいくということで現在のところでございます。

以上でございます。

○委員（佃 昌樹）失礼だけど、はっきりいって回答になっとらんのよな。あんたの言い方を聞いたとしたら、何か100%近く、我々のところは100%近くですよと。ただ、未解決部分がたくさんありますと。そのことについては、我々だけではできないから調整をしますと。大まかいやあ、こんな回答みたいに聞こえるわけ。

だけど、どう見たってまだまだっていう、いっぱいありますよ。だから、やっぱり一定程度きっとした、いつまでにこういったことは完成をしていくという目標を持ってやらないと、やっぱりね返りは市民に来ますから、住民にはね返ってきます。

だから、恒久的なっていう意見もありました。避難計画は恒久的な。恒久的なものもあります。しかし、早急にやらなければならないこともいっぱいある。だから、私は工程表をつくるなり何なりして、きっと示していただきたい。そうじゃ

ないと、いつ完成するのか、いつまでに何ができるのか、それさえもわからない。例えば、ほな一つ聞きますよ。もう長いことあるんだけれども、バスの調整はしっかりできましたか。

○防災安全課長（角島 栄）バスの調整につきましては、現在まだ確実なところ聞いていないところでございます。県としましては、協会のほうにも問い合わせし、協力はいただくという回答だけで、あと個別な運転士等の確保、防護対策の確保等が確立次第、協定等を締結するという方向では聞いております。

以上です。

○委員（佃 昌樹）もう同じ答えをずっと聞いてるわけ。何箇月間か。もう本当にそれでいいのかなと思いますよ。

先ほど小学校のマニュアルの問題が出てきたけど、学校の、幼稚園含めて全部一緒です、マニュアルは。教育委員会が出したマニュアルは全部一緒。バスで逃げるようになってるんです。それだけのバスを用意せにやいかん。だから、計画はバスで逃げるとなってるけれども、そのバスさえも調達が難しい状況に置かれてるわけですから。

だから、いつまでにこの件については仕上げていくという強い意思でやっていかないと、もちろん相手がいることですからやりづらいのはよくわかります。よくわかるけれども、何かあつたら市民が迷惑をこうむるわけ。だから、そのところはよく考えて、よくやっぱりいろいろな問題を整理して、そしてどういうふうにやっていくのかっていうことの、我々にも見える、やっぱりそのものを提示してもらわないと。口頭だけでぼんぼんぼんぼん説明したって、どうも机上論のやっぱり延長でしか見えないので、ぜひそれをお願いしたいと思います。もう私が言うのはもうそれだけ。ぜひそれをお願いしたい。

○委員（川添公貴）二、三お聞きしてみたいと思うんですけど。PAZ圏内とUPZ圏内がありますよね。基本的に原子力防災マニュアルの中においては、UPZ圏内は、原子力災害対策特別措置法第15条が出たときには自宅待機となってたと思うんで、それは変更になってたらごめんなさいね。私の記憶では、自宅待機ってなってたと思います。しっかり自宅待機をする部分と、即時退避をしなきゃいけない部分、PAZ圏内の。そこをきっちり説明をしながら防災計画を説明をしな

いと、じゃ、P A Z 圏内もU P Z 圏内も、即座に逃げなさいっていう論点になってしまうんで。そこは十分注意をした説明をすべきだろうと思います。

ですので、まして、なおかつ防災計画の中でも避難中における被曝は20ミリシーベルトから100ミリシーベルトは可となってるんで、そこまでは許容範囲内ですよと、っていうことを踏まえた上で、10キロ以遠は自宅待機をして徐々に逃げていくっていうことになってると思うんで。そこをきっちり説明しながら、こういう対応の仕方をした避難計画を今、策定中ですという形に持っていたほうが、より聞きやすいのかなと思います。その点をどう考えるのかちゅうことが1点。

次に、学校のマニュアルは標準的なマニュアルだっていうことなんで、それはそれでよしとして。各学校で独自でマニュアル、対策を多分立ててると思います。出てないっていうところがあるんであれば、それは学校長の怠慢であって、やるべきことをやってないだけの話で。それを公開するに当たっては、各学校においては児童生徒の個人的な情報がかなり入ってると思うんです。保護者の連絡先、個人の集落、名前、学年が入ってると思います。そこまで公開することは避けたいと思います。学校全体として、大枠としてどのようなことをするのかっていうことだけでとめておかないと、今、個人情報なんちゅうのはもう全部だだ漏れですので、1回そういうのが出てしまうともう全て公開になりますんで、そこ辺をどう考えるか。これが2点目。

それから3点目に、避難計画について国の支援をいただきながら、いろいろやってるっていうことで、それは十分理解するんですが。業務内容の中で、要望等の把握、自治体のということになっています。じゃ、どのような要望を本市として出しているのかっていうこともお示し願いたい。やはり例えば、例えばですよ、避難道路が少ないと。避難するに当たっても30キロを何時間やったかな、かかって移動する場合にトイレも必要だし、授乳施設も必要だし、ガソリンスタンドも必要だっていう観点で要望を出してるのかどうか。私、個人的に考えるのは、今後5キロごとにそういうステーションをつくっていって、そこがある程度、一定の除染ができるような施設も兼ね備えれば、かなりスムーズな移動ができるんだろうと思うん

だけど、そういう要望を出しているのかどうか。大きく3点についてお聞かせ願いたいと思います。以上。

○防災安全課長（角島 栄）1点目の避難計画の説明についてでございますが、出前講座等につきましては、そういう表を使用しながら、P A Z 圏内、U P Z 圏内の住民の避難行動の状況、施設の状況を、こういう状況ではこうしてくださいという表を使いながら十分説明しているところでございます。

また、2点目の学校のマニュアルにつきましては、先ほど出したように、基本的なマニュアルをお示ししてございます。その後につきましては、学校等によって、先ほど委員のほうからございました個人情報等もございますので、それを加味しながら情報公開条例等をしながらしていきたいと思います。

また、3の避難計画につきまして、国への要望等でございますが、避難道路等につきましても、要望をしているところでございます。また、ガソリンスタンドとかそういうのについては、してないんですが。市としましての要望としましては、先ほども佃委員のほうからございましたバスとの協定を早くしてくれとか。避難スクリーニング場所とか。そういう除染も早く場所を決定してくれとか。救護所も早くしてくれとか。要するに自衛隊とか、そういう外部等の防災関係、実動部隊との調整もやっていただきたいということで市のほうからも要望はしているところでございます。

以上です。

○委員（川添公貴）これから避難計画を実行に移すまでの準備は大変だろうと思うんで、しっかりそういう詳細を、こういう委員会で出た意見等を踏まえて反映していってほしいと思います。

きょう、いただいたこの資料、ぱーんと見て、最初質問しましたP A Z とU P Z 圏内の避難のあり方、これが載っていないんで総括した質問になってしまふんです。一斉に同じような行動をとらなきやいけないとか。

今、住民の出前講座等でそういう資料を用いて説明をなされてるといふんであれば、それ資料があるとするならば、委員長、その資料をぜひ委員会として要求をしていただくことにお願いはできませんでしょうか。

○委員長（森永靖子）ただいま川添委員からの

資料の要求についての依頼がありました。このことについて御意見ありませんか。

[「要望どおりで」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）済みません。今後、調整してそのように、提出するように対応してまいりたいと思います。

ほかに。

○委員（川添公貴）ありがとうございます。ぜひ、個人ではそういう資料の提出は求める権限がありませんので。委員会として委員長が今、許可をいただきましたので、ぜひ参考までにお見せいただければと。次回の委員会のときでも結構ですんで、ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○委員（福元光一）今回もまた原特委員になつたんですけど。過去2年間、ずっと当局の——いろいろ委員会からの、委員からの質問に対する答弁っていうのは、先ほど佃委員のほうからもありましたように、全く同じ答弁です。進歩がないような感じ。

ここの書類なんかも、やはり計画とか策定とか説明会とか、もうここまでで、いつもここまででとまってるような気がいたしますので。

今回、一つ、先ほど出ましたバス。もう簡単なことですから。バスのことで、一步でも先に進んだら、「こうなりました」、「実際、契約はできました」とかということを一つずつ進んでもらわんと。もう原子力対策委員会は、全く質問も同じこと、答弁も同じことで、2年間来たような気がいたします。

再稼働を賛成した立場の者として、しっかりと一つずつ進めていただきたい。今、各委員からたくさん出ましたけど、これを一度に進めることは私は不可能だと思います。一人でやるんじゃないし、国、県、もちろん市、また事業者等もですから。まず、少しずつ先に進めていってもらったらいいと思いますので。先ほど工程表をつていうことがあったんですけど、まず一つ、バスの件で、次の委員会でまた進んだ答弁をしていただけますか、危機管理監。

○危機管理監（新屋義文）バスについては、県とも協議しながらやっておりますけれども、どこまで進んでいるという報告はさせていただきたいと思います。次の委員会でもう協定ができましたとか、そこについてはちょっと直接的な部分がございませんので、ある程度、どこまで、どういう

協議で、どういう問題があつて、どういう進め方を今やっているという部分の報告はできると思いますので、そうさせていただきたいと思います。

○委員（福元光一）であったなら、2年前にバスの計画があつたと思います。避難のときのバス避難。そして、今2年間たつたとき、どのくらい進歩がありましたか。

○危機管理監（新屋義文）避難については、まず基本的なところで自家用車で避難していただくということ。そして、自家用車が使えない方についてバスで避難するということで計画をされて、バスの協会との協議というのは県が中心になって行っているということでございました。例えば協会との協議、そして、その後の各事業所との協議ということで、今、鋭意進められているということで聞いております。全体的な協定書の締結までには至っていないということでありますので、隨時詳細を、問題点等も協議しながら、今やっているということで。2年前は計画ができた。そして、今それからどうするかっていう部分でずっと来てるということで御理解をいただきたいと思います。

○委員（福元光一）そしたら、今さつき出した工程表とか、そういうのも、やはり当局だけで決められる問題でもないし、県、国との協議っていうのは、次いつ開催される予定なんですか。

○危機管理監（新屋義文）いつという時期はございません。例えば先日も県に参りました。バスについては、どうでしょうかという確認を行くたびに原子力安全対策課、それと、その上にあります副知事等とも協議の中で、そういう状況の報告を求めておりますので。隨時、事あるたびに県にお伺いする、もしくは県からの問い合わせがあつたときには協議をするということで対応しております。

以上です。

○委員（福元光一）具体的にバスの台数は——もし事故があつて、小学校とか各自治会、いろんなところにバスで避難っていうところになるんですけど、バスの台数は、足りるんですか。そこはやっぱりもう把握できると思いますから。

○防災安全課長（角島 栄）バスの台数につきましては、現在のところ台数につきましては、ちょっと把握しておりませんが。必要な台数につきましては、対応できるような計画になっております。もし県内で対応できない場合は、県外への協

力もという体制になっているところでございます。
以上です。

○委員（福元光一）バスの対応はできるっていうのは、市と県と国との協議の中でそういうふうになっておるんですか。

○委員長（森永靖子）今、説明ができますか。

○防災安全課長（角島 栄）済みません。バスの台数等については、確実な数字については調べて報告させていただきます。

○委員長（森永靖子）そのようにお願ひします。

○委員（福元光一）最後にお願いします。委員からいろいろ質問があつて、前向きな答弁に聞こえるんですけど。できない、今現在それは無理ですっていうところは、「無理です」とはつきりと言わんと。「検討します、検討します」って、この2年間ずっと来て、「検討します」だから。

さつきのように一歩も前進がないと、そういうふうに言われるから。もう各委員が質問をして、「今現在、無理なものは無理」とはつきりと。「今進行中です」とか、あやふやな答弁では私はいけないと思います。しっかりと「今は無理です」と。危機管理監、やはりそういう答弁をしないと。

この対策委員会は本当、再稼働に反対の立場の人は、もうそれこそ360度の質問をするわけです。私みたいに再稼働賛成の場合は、ある程度、選別をしていかないと、物事は先に進まないという気持ちがありますから。全て避難計画を100%にしてからって、今回の陳情もありますけど。避難計画は原子力発電所がある限りずっと避難計画。そのときそのときによって変化が出てくると思いますから、避難計画はずつとしていかなければいけないんですけど。

今現在、全てのものを言われても、「無理なものは無理」と、「この点は進行できる」ということをはつきりと言わんと。委員から言われて、「いや検討してみます」どうのこうのじや、私はいけないと思いますけど。

○危機管理監（新屋義文）原子力防災計画、ほかの一般災害の計画もございますが、市町村の責務として、市民の皆様の安全安心を守るという部分で計画ができております。委員がおっしゃる、例えば困難な部分もあります。今進んでる部分もあります。もう少しという部分もございます。ですから、できるできないという問題じゃなくて、

やっていくという、計画の実効性を上げていくという立場で市は動かないといけない、そのように考えておりますので。委員がおっしゃるような、そういうできる、できないという部分でなくて、今後も実効性を上げるという意味で取り組んでいくということで申し述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員（小田原勇次郎）よろしいですか。3ページの6番目、避難計画の充実に係る国の派遣職員のこの部分について御質問を、まず1点目いたします。

我々が再稼働の最終結論を出した10月の28日の翌日に、内閣府と県と九電さんによる説明会が伊集院で開催されました。私も説明会のほうは全て聞かせていただきました。大混乱のうちの説明会だったというふうに認識はしております。内容は、やはり内閣府が入ったことによって、いわゆる総合的な避難計画体制、自衛隊が入り、県の土木協会が、いわゆる避難道路が途絶した場合の支援のあり方、たしか石油協会等も何か協力体制があるというような形で、いろんな協力体制が総論ベースとしてはできつつあるなという感覚は持つて帰ったところがありました。その説明会の中で、るるいろんな厳しい御意見、いろんな実効性の部分について意見があったんですが。その後、また内閣府、県とともに協議を進めておられると思うんですが。あの説明会以降、いろいろとまた進展した事項がありました。我々は資料として、本市議会としては資料を棚入れという形でいただいておりますので、その後に変遷がございましたらお聞かせを願いたい。特に実効性のある避難計画に向けて改良が進んでおられるという部分がありましたらお聞かせを願いたいと思います。

2点目が、先ほど委員からも、るるお話がありますように、例えば即時退避であるとか屋内退避であるとか、いろんな部分の中で皆さん方は出前講座で説明をされておられるんですが。資料等もその中で配布されてる中で、これが住民の中にどういう形で浸透していく、住民が基本的な計画部分を認識しておるという段階、ここあたりをどの域まで皆さん方は認知度を高めていかれるおつもりなのか。早急に、この部分については、まず、基本的なベースについては、やはりここだけは知っとってくださいと。事細かいことは別として、

こういう基本的なベースは認知しとてくださいという部分について、どのように周知を図っていかれるお考えなのか、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○防災安全課長（角島 栄） 委員からございました、10月28日に開催されました説明会、29日ですね。伊集院で開催されました説明会以降の進展事項についてでございますが、その後につきまして進展としましては、目に見えるものはございません。鋭意、今、進展してあるところで、協議を進めているところでございます。

以上です。

○危機管理監（新屋義文） 2点目の啓発的なところでございます。委員おっしゃるとおり、やはり基本的な避難に対する市民の皆様の認識というのの向上というのを上げていかないといけないというふうに考えております。これまでもチラシ、パンフレット、リーフレット等々配布しておりますが。さらに今現在、自治会を中心にやはり聞いて認識してもらうということで出前講座を実施してあるところでございます。

今後、今、先ほどの資料の説明の中で課長からありましたとおり、今、地図を今回配ろうとしてます。その中にもやはり端的にわかるような、そういう避難の行動という部分についてメモ書きにわかるような形の、そういうものを表示しながら、地図の中で配布をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（森永靖子） 小田原委員、よろしいですか。

○委員（井上勝博） 今の伊集院での説明会に出されたパンフレットとか説明っていうのは、特別委員会——こここの新しい特別委員会、初めてですけれども。以前の特別委員会、の中で話された内容よりも少しいろいろ動いてる部分があったと思うんですね。例えばスクリーニングポイントの位置については、30キロ圏外にするというような説明もあって、じゃ、どこにするんだろうかと。その自治体については、それで承諾するんだろうかというような疑問なんか湧いてきたんだけれども、それは、あの伊集院町での説明会で初めて聞いたんです。そういうこともこの委員会に説明していないんじゃないかなと思うんですが、それはどうなんですか。

○危機管理監（新屋義文） 30キロの周辺、前後でスクリーニングポイント等は予定されてるという部分で説明はしたように記憶しております。

以上です。

○委員（井上勝博） 30キロ圏外だったというふうに思うんです、今、計画しているのは。それを、30キロ圏外であるならば汚染された車とかいうのが、30キロ圏外に持ち込まれることになるんじゃないかなという疑問が湧いたから、どうなんだろうと思ったわけですけれども。それでは、あの伊集院で説明された内容については、もう特別委員会には、議員には説明したという認識なんですか。

○危機管理監（新屋義文） 委員会では、当初の計画として30キロ前後のところでスクリーニング、除染等の対応をする計画であるという旨、御説明したところであります。この前の10月29日の資料の中では30キロ以遠部分での計画ということで説明があったところでありますが、そこの具体的に圏外でという部分については御説明はしてないところです。

○委員（井上勝博） 30キロ以遠っていうふうにおっしゃったわけだから、30キロからは離れたところじゃないですか、スクリーニングポイントつくるのは。具体的な場所は決まってるんですか。

○危機管理監（新屋義文） 具体的な場所は決定しているということでは聞いておりません。

以上です。

○委員（井上勝博） あと、あそこで受けた説明というのは、今まで説明されていなかった部分があるなという認識だったんです。それは参加されたほかの議員の方も、「ああ、そういう説明なかったんじゃないかな」っていうふうに言われてたんです。これは、そういう、今まで説明していたものよりも進展をしたものではないという認識でよろしいですか。じゃ、今まで私たちは受けていたんだけども、そういう認識でなかったということだけなんですかね。進展してないっていうことなんですか。

○危機管理監（新屋義文） 進展っていうのは、委員がおっしゃるとおり、スクリーニングポイントの場所の決定とか、除染場所が決定してるということで進展していないっていうことで課長のほうが説明をしたと思います。その中で、検討の中で、

30キロ圏内外の部分の部分が、計画の部分が先日の説明の中で30キロ以遠への検討ということで説明があったというふうに認識をしております。以上です。

○委員（佃 昌樹） 基本的なことをちょっともう1回、お聞きしたいんですが、この避難計画については、市町村の自治事務ということで市町村が責任を持ってつくらなきゃいけない、こうなってるんですね。県との関係でお伺いしたい。県は、恐らく国と一緒に調整とか支援とか、そういったことが主だろうと思うわけですね。計画策定の実施主体である薩摩川内市が基本的には能動的に働きかけをしなきゃいけない立場ですよね。責任だから、責任者だから。それがきっと機能しているかどうかの問題なんです。県が言うから、「ああ、そうですか」じゃなくて。「私たちの計画はこういうふうにつくっていきたい」と。そのための調整を「これを調整してください」、「あれをこんなふうに調整してください」とか、国、県に対して。そあるべきなんだけれども、実態はどうなっているんですかね。

○危機管理監（新屋義文） まず、計画的なところから言いますと、国は防災基本計画というのがございます。そして、鹿児島県も地域防災計画、つまり県内の原子力防災をどうするかという部分で計画を立てる。そして、市町村、薩摩川内市も地域防災計画で市としてどうしていくか。そして、その中にはやはり国、県と共同していかないとできない部分、そして、県はどうするっていうことで市の原子力防災計画の中にも入っております。

市としましては、例えば除染とかスクリーニングポイントの主体となって、中では国、県、市等の中で、県のほうが重点的にやってもらっていますので、県に調整をお願いしたいという部分。それと広域避難計画についても、市が管轄する避難所でありませんので、例えば「避難先の調整は県にしてください」、そういう調整をやりながらやっておりまして。直接の市町村との対応については、市がやはりやっていかないということ今まで取り組んでまいったところでございます。

ですから、例えば県で中心にやっていただく部分、市がやっていく部分ということで、すみ分けをしながら、また共同で取り組んでいかないといけないという部分については、やはり計画を、いわば動けるものにしていくということで、今まで

やってきてるということでございます。そういう調整の会議もございますので、そういう共同でやってきてるという部分で御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員（佃 昌樹） 原子力災害特別措置法によって、それぞれの自治体、国、県の責務というのはちゃんとあるわけです。それ、よくわかってます。

だけど、福島県の現実から見て、原子力災害特別措置法に基づいて、国、県が動いておるものわかるけれども。福島県の反省からして、今、危機管理監が言ったようなもの必要ですけれども、やっぱりインパクトを一番持たなきゃならないのは、計画をつくる、私たちの自治体です。ここがやっぱり中心的にいろいろと発信をしていかないと、事は前に進まない。県にしてもよそごと、国にしてもできなけりやできないで責任を負うわけじゃないんですから。

県も責任とするわけじゃない。私は本会議でもいろいろ、「誰が責任持つの」ちゅうたけれども、「責任の所在は国です」って答えたけれども。あれは責任を持って対処するということに対する責任であって、原子力発電の事故に対して、全ての後遺症を含めて、全ての責任を国が負いますじゃないんです。こういった原子力災害特別措置法に基づくとか、損害賠償法に基づくとか、いろんな法律を誠実に守っていきます、そういう責任は国として負います。こういう責任ですよ。

だから、最終的に国が責任を持つんじゃない。この計画については、もう自治体です。薩摩川内市ですよ。だから、やっぱり薩摩川内市が情報を発信、どんどんしていって計画をつくっていかないと、計画をマスターしていかないと前には進まないと思いますよ。「これは国の仕事ですから、これは県の仕事ですから」と、待ってたって私は前に進まないと。責任がないんだから。ぜひそういったことをお願いをしたいと思います。

○委員長（森永靖子） もう委員の方、よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員から何かありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） 質疑はないと認めます。

それでは、本陳情の今後の審査の進め方について協議したいと思います。

○委員（井上勝博）これまで陳情者を参考人に呼んできたわけですけども、また、参考人に呼んで、いろいろお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）それでは、本陳情については、参考人招致したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に、参考人招致の日程についてお諮りします。招致については、閉会中に行うこととして、また、具体的な日程は参考人との調整もありますので、委員長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、陳情者の参考人招致の取り扱いについて、これまでの取り扱いの資料がありますので配付いたします。

[資料配付]

○委員長（森永靖子）ただいま配付いたしました資料について、書記に説明してもらいます。お願いします。

○書記（久米道秋）それでは、御説明申し上げます。

これまでの陳情者の参考人招致の取り扱いでございます。

1番目に、審査時間の取り扱いでございますが、1陳情につき質疑時間を含めておおむね30分程度の審査とする。なお、陳情趣旨の説明を冒頭におおむね10分以内で行ってもらう。

2番目に、団体からの陳情の取り扱いで、団体からの陳情は、原則、代表者を招致するが、都合が悪い場合は代表者が指名した役員等をかわりに招致できるものとする。

3番目に、補助者の取り扱いでございます。補助者の申し出があった場合は、一人に限り認めることとし、手続上、委員会に諮って正式に決定す

る。

以上でございます。

○委員長（森永靖子）ただいま、これまでの参考人招致の取り扱いについて説明してもらいましたが、これについて協議します。何か御意見ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）それでは、参考人招致については、資料のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定しました。

それでは、ここで本陳情の取り扱いについてお諮りします。

先ほど、閉会中に参考人招致をすることになりましたので、本陳情は継続審査にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、継続審査とすることに決定いたしました。よって、閉会中の継続審査を議長に申し出ます。

以上で、陳情第11号の審査の取扱いについてを終わります。

△閉　　会

○委員長（森永靖子）本日の日程は全て終了いたしました。

以上で、本日の委員会は閉会したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

【卷末資料】

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情第11号	受理年月日	平成26年10月14日
件名	川内原発再稼働の前に要援護者の避難計画を万全なものにすることについての陳情		
陳情者	薩摩川内市中郷町4708番地1 社会福祉法人麦の芽福祉会薩摩川内地域本部 地域本部長 福元 巧		
要旨			
<p>私ども麦の芽福祉会薩摩川内地域本部は、乳幼児期から高齢期までの障害のある人を中心に、6事業所で約350名の利用者の地域生活を支える活動を行っている。</p> <p>さて、川内原発で実際に大事故が起きたときにどうするのか。この点の真剣な検討なしに、再稼働はあり得ない。川内原発の30キロ圏内には、約23万人もの住民が暮らしている。福島原発事故の経験をみても、事故が起これば一斉に避難が始まり、大渋滞が発生する。昨年秋の原子力総合防災訓練の際も、原発から5キロ圏内の薩摩川内市にある高齢者福祉施設では、第一報の電話連絡が来ず、救急車もそろわらず、第一陣が出発できたのは避難指示が出てから70分も経った後であった。原発の過酷事故の場合、</p> <p>20分前後にはメルトダウンが始まり、1時間半前後で格納容器からの放射能漏えいが始まると九州電力自身が認めている。極めて限られた時間の中でどう避難するのか、避難のためのバス等が確保できるのか、大雨や台風で孤立・渋滞した場合はどうするのか、地震や噴火などが同時に発生する多重災害の場合はどうするのかなど十分に考慮されてい</p> <p>るとは言えない。現在の避難計画は、正に机上の空論である。</p> <p>しかも、この避難計画は一般住民だけを対象としており、高齢者や障害のある人、妊婦、乳幼児などの要援護者が最初から除外されている。川内原発の30キロ圏内には病院は87、福祉施設は153、避難対象者は約1万4千人になる。</p> <p>また、在宅の要援護者の避難計画も重要である。ある高齢者は「歩行困難で避難が難しいので心配です。避難ができても集団生活が心配です。トイレの心配もあります。」という声を上げている。この人たちを安全に避難させる手段はあるのか、どこに避難させるのか、避難先で受け入れる医療機関や介護施設をどうやって確保するのかなど、避難計画の作成は困難を極めている。3月末までに計画を策定したのは1病院、6福祉施設で全体の3%にすぎない。福島の原発事故の際、福島県大熊町の双葉病院では、避難開始後10時間かけて走ったバスの中で、入院患者338人のうち14人が翌朝までに亡くなり、月末までに40人の命が奪われている。この痛苦の教訓を真剣に受け止めなければならない。</p> <p>アメリカのニューヨーク州にあるショーラム原発は、周辺住民の避難計画を州知事が承認しなかったため、運転ができず1989年に廃炉になっている。</p> <p>については、下記について陳情する。</p> <p>災害弱者と呼ばれる人々のためにも、ご高配くださるようお願いする。</p> <p>記</p> <p>川内原発再稼働の前に、市内の病院、施設、在宅の全ての要援護者を対象に避難計画に関するアンケート調査を実施し、要援護者が安全に避難できる万全の体制をつくること。</p>			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会

委員長 森永靖子